

九州地区建設副産物に関する留意事項（案）

＜留意事項のまとめ＞

1. 建設リサイクル関連の情報収集に努めましょう。
2. 既存の建設リサイクルに係るオンラインシステムを活用しましょう。
3. 適正処理業者の選定に努めましょう。
4. 最新技術情報の入手に努めましょう。
5. アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は異物混入に留意しつつ、これまでどおり運搬距離に関係なく再資源化施設へ搬出しましょう。
6. 建設発生木材は、マテリアルリサイクル優先で再資源化施設に搬出しましょう。
7. 建設汚泥は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に従って、発生抑制、再生利用に努めましょう。
8. 建設混合廃棄物は分別排出の徹底が基本で、それによりコスト削減も図れます。
9. 土砂利用工事においては、新材利用ゼロを基本として一層の建設発生土の利用を図りましょう。
10. 建設副産物実態調査時の調査票へは、適正なデータ入力をお願いします。

平成24年3月

九州地方整備局 企画部

目 次

	Page
1. 「九州地区建設副産物に関する留意事項」の目的	1
2. 建設副産物全般に係る留意点	1
2-1 建設リサイクル推進に係る動向	1
2-2 本協議会における建設リサイクル計画期間と目標	2
2-3 建設リサイクルに係る支援システム等の活用促進	3
2-4 適正処理業者の選定	5
2-5 最新技術情報の入手	7
2-6 十分な事前調整	7
2-7 建設リサイクル法の届出窓口	8
2-8 土壤汚染対策法改正に伴う手続き等の変更	8
3. 建設副産物の主要品目毎の留意点	9
3-1 アスファルト・コンクリート塊	9
3-2 コンクリート塊	9
3-3 建設発生木材（伐木材・除根材を含む）	10
3-4 建設汚泥	11
3-5 建設混合廃棄物	13
3-6 建設発生土	15
4. 建設副産物実態調査の調査入力上の留意点	17

1. 「九州地区建設副産物に関する留意事項」の目的

この「九州地区建設副産物に関する留意事項（案）」は、建設リサイクルの一層の推進と、建設廃棄物の適正処理の徹底を図るために各建設現場で留意すべき点について取りまとめたものです。

建設リサイクルの推進に当たっては、次の優先順位を心がけてください。

（１）建設副産物の発生抑制

ライフサイクルの視点にたった発生抑制策を講じることが必要です。このため、計画、設計段階での発生抑制の対策とともに、施工段階での工夫や構造物の寿命を延ばす適切な維持管理も重要です。

（２）資源の有効利用

有効利用可能な資源は可能な限り分別し、質を高めて再資源化を図る必要があります。一方で、リサイクル促進のために積極的な再生資源の利用に努めることが必要です。

発生する副産物は、再資源化により潜在的な資源価値に着目しながら、カスケード利用（資源をその質のレベルに応じて多段的に利用し、最大限の利用を図ること）が必要です。

特に物質として再度有効に活用するマテリアルリサイクルは、焼却等によるサーマルリサイクルより優先されます。

（３）適正処理１００％への努力

廃棄物の性状等により再資源化が困難な廃棄物については、透明性の高い適正な処分が必要です。

2. 建設副産物全般に係る留意点

2-1 建設リサイクル推進に係る動向

留意点

- （１）国土交通省では、循環型社会の構築に当たっての建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、建設産業が先導的に3Rを推進するための行動計画として、「建設リサイクル推進計画2008」を平成20年4月に策定しました。

※上記「建設リサイクル推進計画2008」及び建設リサイクルに関する検討結果等は、国土交通省のリサイクルホームページで公開されています。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/recycle>

- （２）「建設リサイクル推進計画2008」を踏まえつつ、九州地方の公共工事で適切に建設リサイクルを徹底するための基本的事項も含め、具体的な取り組みを示した「九州地方における建設リサイクル推進計画2010」を平成22年5月に策定しました。「九州地方における建設リサイクル推進計画2010」では、建設副産物に関する様々な法律や通知等の基本的事項を整理するとともに、建設リサイクルを推進するための具体的な施策について、関係者の連携強化などの横断的取り組み、発生抑制や現場分別、再資源化などに対する具体的実施事項を記載しています。

詳しくは、九州地方整備局のホームページを参照してください。

http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/pdf/fukusanbutu/recycle2010.pdf

2-2 本協議会における建設リサイクル計画期間と目標

対 象 品 目		平成20年度 (実績)	平成24年度 目標	平成27年度 目標	参考：推進計画2008 (目標)	
					平成24年度	平成27年度
a) 双ファルト・ コンクリート塊	再資源化率	98.0%	98%以上	98%以上	98%以上	98%以上
b) コンクリート塊		97.4%	98%以上	98%以上	98%以上	98%以上
c) 建設発生木材		80.3%	80%以上	80%以上	77%以上	80%以上
d) 建設発生 木材	再資源化・ 縮減率	90.2%	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上
e) 建設汚泥		66.4%	82%	85%	82%	85%
f) 建設混合 廃棄物	排出量	21万t	17万t (H20比-20%)	14万t (H20比-35%)	205万t (H17比-30%)	175万t (H17比-40%)
g) 建設廃棄 物全体	再資源化・ 縮減率	93.4%	95%	95%以上	94%	94%以上
h) 建設発生土	有効利用率	79.4%	87%	90%	87%	90%

※「九州地方における建設リサイクル推進計画2010」（平成22年5月）より

2-3 建設リサイクルに係る支援システム等の活用促進

留意点

(1) 「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」や「建設発生土情報交換システム」といったオンラインシステムの利活用を促進しましょう。

※システムを運用する(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の建設副産物情報センターのホームページ

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

(2) 冊子「よくわかる建設リサイクル」の活用や、その発行元の「建設副産物リサイクル広報推進会議」のホームページを参照し、建設リサイクルへの一層の理解に努めましょう。

※建設副産物リサイクル広報推進会議のホームページ

<http://www.suishinkaigi.jp/>

(3) 「電子マニフェストシステム」を活用することで、事務処理の効率化が図れるとともに、データの透明性が確保され、法令の遵守を徹底することができますのでシステムの利活用を促進しましょう。

※システムを運用する(財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ

<http://www.jwnet.or.jp/>

(1) 「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」は、建設副産物に係る情報交換を、工事発注者、排出事業者及び処理業者の間でリアルタイムに行うシステムです。

例えば、工事発注者や排出事業者(施工業者・解体工事業業者)は、「施設情報」として建設副産物の搬出先及び再生資材の購入先の検索が可能で、工事現場から再資源化施設までの最短経路、距離及び運搬時間の検索も行なえます。また、建設リサイクル法等の各種様式作成機能があるため、作業の省力化が図られます。

また、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」の「施設情報」を活用することによって、適正な搬出先の検索は容易になることが期待されます。

JACICでは、市町村に対してCOBRISの無料化(平成25年3月まで)を実施していますので、一度ご試用になり、システムを活用するのか、それ以外の情報管理方法を探るのかを検討してみてください。

一方、「建設発生土情報交換システム」は、建設発生土の工事間利用についての情報交換を、工事発注者間で全国一律にリアルタイムに行なうシステムです。

このシステムへの加入状況については、国交省直轄事務所や一部の県機関は加入していますが、特殊法人や市町村では未加入のところも多くあります。

このシステムを利用した場合の利点を関係者間で十分に情報交換し、より効果的な工事間利用の促進ならびに新材利用の削減方法を検討する必要があります(市町村に対して平成25年3月まで無料でシステム利用ができます)ので、一度ご利用ください。

(2) 冊子「よくわかる建設リサイクル」は、「建設副産物リサイクル広報推進会議」が建設副産物のリサイクルに関する情報を、わかりやすく、使いやすい資料として現場技術者向けにまとめたもので、毎年発行されています。内容には建設副産物の発生と利用の現状や建設リサイクル推進方策といった最新の情報や、建設副産物対策の実務上の留意点あるいはリサイクル事例の紹介が含まれています。また同会議のホームページも含めて最新の情報を確認しておくことが必要です。

また、その他に「建設リサイクルハンドブック（編集：建設副産物リサイクル広報推進会議）」が発行されています。このハンドブックは、建設副産物のリサイクル促進のために必要な制度や推進方策など、基礎的な資料をコンパクトに集約したもので、大変使いやすくなっています。

(3) 「電子マニフェスト制度」は、マニフェスト情報を電子化し、排出業者、収集運搬業者、処理業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

産業廃棄物の不法投棄問題は、産業廃棄物の処理そのものに対する国民の不信を招く大きな原因となっており、不法投棄対策としては、不法投棄を未然に防止する施策と起きてしまった不法投棄を原状回復する施策と大きく2つに分かれます。

産業廃棄物管理票制度（以下、「マニフェスト制度」という）は、その未然防止のための施策の1つです。

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子情報を活用する「電子マニフェスト」を使用することが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）で義務付けられています。

電子マニフェストは、排出業者、処理業者の情報管理の合理化につながることに加え、偽造がしにくく、都道府県等の廃棄物処理の監視業務の合理化や不適正処理の原因者究明の迅速化に役立つ等のメリットがあります。

平成22年の廃棄物処理法の改正では、優良産廃処理業者認定制度に、「電子マニフェストに係る基準と適合することを証する書類」の提出を取り入れるなど、国においても電子マニフェストの普及拡大に取り組んでいるところです。

2-4 適正処理業者の選定

留意点

- (1) 建設廃棄物の処理に当たっては、適正な処理業者の選定に努めましょう。
- (2) 「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の『適合事業者』の活用を推進しましょう。
※産業廃棄物処理業者は、(財)産業廃棄物処理事業振興財団や各県、各県産業廃棄物協会等のホームページから検索できます。
- (3) 委託処理業者との情報交換が重要です。建設副産物センターや連絡協議会の既存情報と共に、現場に赴いて、確認しましょう。
- (4) 廃棄物処理業者・収集運搬業者の評価・実態についての情報発信を行ないましょう。

センサス実施時に阻害要因等の結果では、「探したけれど、再資源化施設がなかった」との回答がありました。一方で、アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊の破碎施設、建設発生木材の破碎施設の立地状況は九州地区のほとんどの範囲を網羅しており、また、建設汚泥処理施設や建設混合廃棄物処理（選別）施設についても「施設立地状況を把握していなかった」という回答もありました。『情報の入手・活用』が重要です。

現実的には、建設廃棄物の処理業界はまだ『安かろう、悪かろう』、『悪貨が良貨を駆逐する』体質が残っていると言わざるを得ません。特に現在は、建設工事の着工数が少ないことから、廃棄物の発生量も少なく、利益を度外視した業者間で廃棄物の取り合いが顕著になっています。

工事発注者が積極的に優良業者の選択を促進することが、業界の一層の健全化に寄与することになります。

環境省による「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」は、業者選定の判断材料になります。

なお、各県の産業廃棄物協会等も活用して下さい。

1) (財) 産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ「産廃情報ネット」

<http://www.sanpainet.or.jp/>

※「優良性評価制度」の開示情報の活用のしかたが紹介されています。

2) 各県の産業廃棄物協会のホームページ

(社) 福岡県産業廃棄物協会 : <http://www.f-sanpai.com/>

(社) 佐賀県産業廃棄物協会 : <http://www2.bunbun.ne.jp/~saga-sanpai/>

(社) 長崎県産業廃棄物協会 : <http://n-sanpaikyokai-area9.jp/>

(社) 熊本県産業廃棄物協会 : <http://www.kuma-sanpai.or.jp/>

(社) 大分県産業廃棄物協会 : <http://www.oita-sanpaikyo.or.jp/>

(社) 宮崎県産業廃棄物協会 : <http://www.miyazaki-sanpai.com/>

(社) 鹿児島県産業廃棄物協会 : <http://www.kagoshima-sanpai.or.jp/>

3) 「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」

このシステムに登録すると、現場に近い処理施設を検索することが出来ます（有料）。ただし、市町村に対してCOBRISの無料化（平成25年3月まで）を実施しています。

なお、業者選定に当たっての留意点は、以下のとおりです。

① 委託しようとする収集運搬業者と処分業者の許可証を確認すること。

右図の例に示すとおり、許可証にて以下事項を確認してください。

- ・事業の範囲
- ・施設の種類・能力
- ・所在地
- ・許可条件
- ・許可期限

② 契約対象施設は、排出事業者が直接現地を確認し、委託内容に合致しているか確認することが望ましい。

③ 中間処理後のルート及び最終処分先が確保されているか確認すること。

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 第 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 ○○県○○市○○

氏 名 株式会社○○○○
代表取締役 ○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた者であることを証する。

○○県知事 ○ ○ ○ ○ 知事印

許 可 の 年 月 日 平成 年 月 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 年 月 日

1. 事業の範囲
(1) 事業の区分
最終処分（埋立）
(2) 産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に掲げるもの（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上13種類

2. 事業の用に供するすべての施設

処理施設の種類	管理型最終処分場（政令第7条第14号ハ）
処 理 能 力	埋立地面積 m ² 埋立容量 m ³
設 置 年 月 日	平成 年 月 日
許 可 年 月 日	平成 年 月 日
許 可 番 号	
設 置 場 所	○○県○○市○○

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
新規許可年月日 平成 年 月 日



<建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について>

☆廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

(H22.5.19公布) 施行日：平成23年4月1日

●改正概要

- ・建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出業者としての責任を有するという原則を確立。

●効果

- ・建設工事から生ずる廃棄物については元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬、処分を許可業者に委託しなければならない。
- ・下請負人は廃棄物を処理したり、処理を委託するには廃棄物処理業の許可を有していなければならない。

2-5 最新技術情報の入手

留意点

- (1) 建設副産物を対象とした最近のリサイクル処理技術は、「NETIS（新技術情報提供システム）」や「建設副産物リサイクル広報推進会議のモデル工事登録」などで広くオンライン上で入手が可能です。

新技術情報提供システム（NETIS）とは、「公共事業等における技術活用システム」によって蓄積された技術情報のデータベースで、直轄事業及び補助事業に係わらず公共工事に活用できる技術を可能な限り網羅しています。

<http://www.netis.mlit.go.jp/RenewNetis/Explanation/MainExplanation.asp>

また、建設副産物リサイクル広報推進会議ホームページの「リサイクル事例集」では、品目毎のリサイクル事例が紹介されています。

<http://www.suishinkaigi.jp/case/index.html>

(財)クリーンジャパンセンターが実施している「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰」の結果では、例えば国土交通大臣賞の受賞案件などは、最新且つ実績のある建設リサイクル事例を紹介しています。

<http://www.cjc.or.jp/>

2-6 十分な事前調整

留意点

- (1) 廃棄物収集運搬業者や処分業者、あるいは発生土等の工事間利用の相手先工事担当者との事前の調整は十分に行なってください。

建設副産物の現場からの発生状況は、当初の計画から変わることがよくあります。異物混入や分別方法については事前に十分に協議しておくと共に、変更が生じて受入れ基準にあわなくなる場合も、その都度、迅速に十分に処理業者と調整を行なってください。

建設発生土や建設汚泥についても同様に、工事間利用等について、相手先工事担当者との事前の協議を行なうと共に、計画と異なる工期や土量、土質が生じた場合は、速やかに協議を行なう必要があります。

2-7 建設リサイクル法の届出窓口

留意点

(1) 建設リサイクル法の対象規模*以上の工事は、確実に届出・通知を行なってください。

※建築物解体工事 : 延床面積80m²

※建築物新築・増築工事 : 延床面積500m²

※修繕・模様替工事(リフォーム等) : 請負金額1億円

※その他工作物に関する工事(土木工事等) : 請負金額500万円

各都道府県の届出窓口及び問い合わせ窓口は、次のURLより情報を入手してください。
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/todokede/index.htm>

2-8 土壌汚染対策法の改正に伴う手続き等の変更

留意点

(1) 3,000m²以上の土地の形質変更の際は、着手30日前までに都道府県知事(政令市においては市長)への届け出が必要となります。

3. 建設副産物の主要品目毎の留意点

3-1 アスファルト・コンクリート塊

留意点

- (1) 「リサイクル原則化ルール」に則って、運搬距離に関係なく再資源化施設へ搬出しましょう。
- (2) 九州管内における再資源化施設は、十分立地しているため、各県の環境部局のホームページ等で施設情報の収集に努めてください。
- (3) 異物の混入により、再資源化施設の受入れ基準に合致しない場合があります。可能な限り、異物の除去に努めてください。
- (4) 異物混入が発生した場合には、必ず処理業者との事前の調整に努めてください。
- (5) 一方、今後は、再生材の使用等に伴うアスファルト・コンクリート塊の質の劣化で、従来の再資源化施設での資源化が困難になる可能性があるため、工事計画時に確認しましょう。

今後も高い再資源化率を維持するためには、現場分別を徹底するとともに、再資源化施設と事前に調整のうえ、100%再資源化施設へ搬出する必要があります。

なお、施設の受入能力は十分にあると考えられますので、安易に最終処分場を選択するのではなく、前述のホームページ等を活用して再資源化施設情報を入手し、再資源化の徹底を行う必要があります。

3-2 コンクリート塊

留意点

- (1) 「リサイクル原則化ルール」に則って、運搬距離に関係なく再資源化施設へ搬出しましょう。
- (2) 九州管内における再資源化施設は、十分立地しているため、各県の環境部局のホームページ等で施設情報の収集に努めてください。
- (3) 異物の混入により、再資源化施設の受入れ基準に合致しない場合があります。可能な限り、異物の除去に努めてください。
- (4) 異物混入が発生した場合には、必ず処理業者との事前の調整に努めてください。
- (5) 一方、今後は、再資源化後の主たる利用用途である再生砕石の需給バランスが崩れる可能性があり、再生骨材等の他用途での活用や発生抑制を図っていくことが必要です。

今後も目標値を達成するために、現場分別を徹底するとともに、再資源化施設と事前に調整のうえ、100%再資源化施設へ搬出する必要があります。

3-3 建設発生木材（伐木材・除根材等を含む）

留意点

- (1) 「リサイクル原則化ルール」に則って、再資源化施設への搬出（マテリアルリサイクル優先）を行ないましょう。
- (2) 建設発生木材の再資源化施設（破碎施設）については、各県の環境部局のホームページ等で施設情報の収集に努めてください。
- (3) 異物の混入により、再資源化施設の受入れ基準に合致しない場合があります。可能な限り、解体時の分別徹底等、異物の除去に努めてください。施設によって受入基準が異なる場合がありますので、受入可能な再資源化施設を探してください。
- (4) 建設発生木材は、コンクリート塊等と比較して、金属くすなどの異物が混入し易いです。異物混入が発生した場合には、必ず処理業者との事前の調整に努めてください
- (5) 搬出量が少量の場合、業者によっては単品での搬出がコスト的に不利となることがあります。一収集業者のみではなく複数業者と相談し、業者間との調整を含めた適正で効率的な分別回収に向けた工夫が必要です。
- (6) 縮減（焼却）施設への搬出は、工事現場から50km圏内に再資源化施設がない場合や、または、道路事情や費用といった定められた条件に合致する場合に限られています。縮減（焼却）施設への搬出を決定する前に、もう一度、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルの可能性を確認してください。

全国的に建設発生木材の再資源化需要は伸びる方向にあり、特に、近年バイオマス発電施設の充実で熱利用を主とした木材利用が増加し、需給関係が数年前に比べて逆転しています。従って、市場環境は目標達成に向けて好ましい傾向にありますが、熱利用に傾斜しすぎる懸念があります。

建設発生木材破碎施設の50km圏内を確認し、可能な限りマテリアルリサイクルを優先し、徹底した資源利用を図りましょう。

また、建設発生木材の中には解体工事から発生する床下の柱などにCCA処理¹された部分がある場合があり、有害物を含んでいるので注意が必要です。

建築の場合の内装材などで複合材が見られたり、型枠材や丁張り材の端材にはコンクリートやペンキなどが付着していたりする場合もあります。

これらの建設発生木材は再資源化施設の受入れ基準に合致しなかったケースもあります。この場合、処理業者と建設発生木材のタイプやその受入れ基準について十分な事前の調整を行なうことが必要です。

発生現場での分別は、中間処理施設での分別が不要または簡便になることや、チップ化の際に規格外の材質が混入するのを防ぐ効果とともに、これら異物の混入した木材の発生量を抑制することができるため、結果として処理単価を抑えることが可能です。

このため、委託処理業者と分別の必要性や方法について事前に確認及び調整することが必要です。

*1 CCA処理とは、防腐、シロアリ防除のために柱材などに六価クロム（Cr）、銅（Cu）及び砒素（As）の化合物を注入したもので、有害物質を含むため、他の木材と分離して適正に処理をする必要があります。

3-4 建設汚泥

留意点

- (1) 「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に従って、発生抑制の徹底、再生利用の促進、適正処理の推進、建設汚泥再生品の利用に努めましょう。
- (2) また、「リサイクル原則化ルール」に則って、搬出または搬入現場での改良が可能な場合の工事間利用の実施、または建設汚泥処理土として工事間利用を前提とする改良を行なう、あるいは製品化するための再資源化施設への搬出を行ないましょう。
- (3) 建設汚泥処理土は建設発生土と利用用途が競合することや、建設汚泥再生品（一般再生品）についての品質基準がないこと等の再生利用促進の阻害要因があります。このため、工事間利用に当たっては、排出側と受入れ側の工事担当者にて、品質や利用時期等の条件について十分に協議・調整を行って下さい。
- (4) 一方、工事現場から50km圏内に他の工事現場や再資源化施設がない場合は、必ず縮減（脱水等）を行った上で最終処分しましょう。
- (5) また、土砂利用の際には、工事現場から50km圏内に建設汚泥を改良して搬出する工事、建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮して原則として建設汚泥処理土を利用しましょう。

徹底した資源利用を図るために、まず発生抑制の徹底、現場内利用の促進、建設汚泥処理土として工事間利用に努めましょう。有効利用ができない場合は、再資源化施設の情報を収集し、事前に品質・数量等を調整のうえ、全量を再資源化施設へ搬出するよう努めましょう。

全国的にも、建設汚泥の再資源化等率は向上してきていますが、アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊などと比較してまだ低い水準にあり、一層のリサイクル推進が求められています。

このため、平成18年度に国交省から「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等が通知されるとともに、環境省も「建設汚泥処理物の再生利用指定制度の運用についての考え方について」等を通知しています。

廃棄物処理法の対象となる建設汚泥か、対象外の土砂かの判断は掘削工事に伴って排出される時点で行なわれますが、その判断は県等の環境部局によって異なることがあります。

また、指定・認定の遅れが工事工程全体に大きな影響を与えますので、事前に環境部局との調整が必要です。

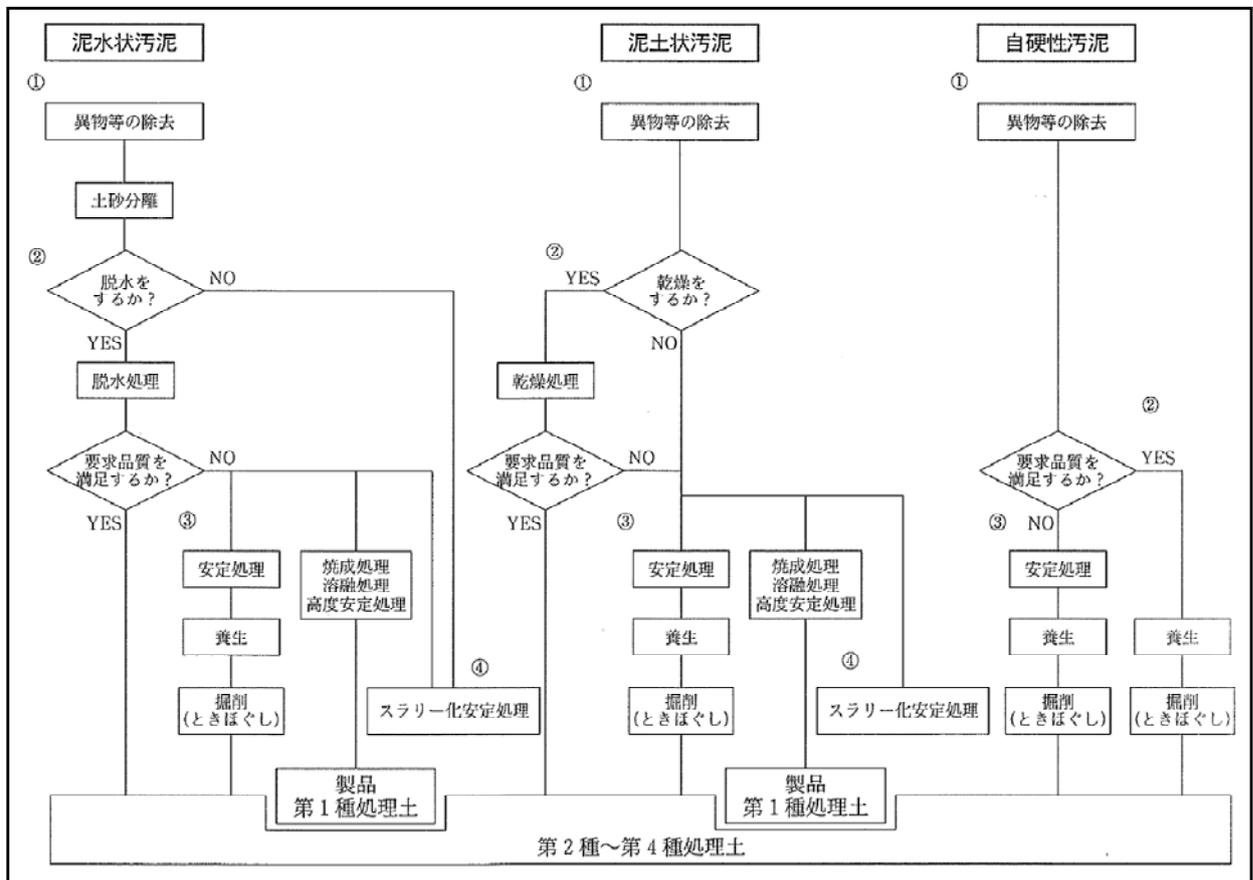
建設汚泥の性状は、工法によりおおむね以下のとおり非自硬性汚泥と自硬性汚泥に分類されます。

分 類		性 状	主な発生工法
非自硬性汚泥	泥水状汚泥	含水比が高く、機械式脱水により減量化が可能である。	① 泥水式シールド工法 ② 連続地中壁工法 ③ アースドリル工法
	泥土状汚泥	含水比が比較的低く、機械式脱水が困難である。	① 泥土圧シールド工法 ② アースドリル工法
自硬性汚泥		セメントが混入しており、放置すれば固結する。	① 高圧噴射攪拌工法 ② ソイルセメント壁工法

出典：建設 リサイクル/廃棄物処理のチェックポイント 建設環境実務研究会 平成15年7月

建設汚泥のリサイクル方法には、用途に応じて、**焼成処理、安定処理、溶融処理、脱水処理、乾燥処理等、様々な処理技術があります。**下図は、建設汚泥の分類毎の処理土の要求品質に応じた標準的な処理フローですので、**汚泥処理方法の検討の際の参考として**ください。

- ① 最初に異物を除去することが重要です。
- ② 建設汚泥の分類毎に、利用先の要求品質に応じて脱水、乾燥といった処理の必要性の有無を判断します。
- ③ ②で処理された汚泥が、まだ利用先の要求品質を満足しない場合は、安定処理が必要です。
- ④ スラリー化安定処理を行なって利用することも可能です。



出典；建設汚泥再生利用マニュアル 独立行政法人 土木研究所編著 平成20年12月

3-5 建設混合廃棄物

留意点

- (1) 建設混合廃棄物は、分別の徹底が基本です。分別排出を徹底した方が、全体的なコスト削減に繋がることがほとんどです。
- (2) 分別は処理業者と建設混合廃棄物の種類や受入れ基準等について事前に十分な調整を行ってください。
- (3) 特に解体工事においては、工事計画時に解体業者と委託処理業者と十分に、解体・分別の方法や表示方法、及び収集運搬／処分の方法とそれらに係る費用を協議してください。
- (4) どうしても、工期やスペースの問題で、現場で分別することが難しい場合は、中間処理施設での選別を前提として、混合排出してください。
このとき、単体品目での処理単価と混合廃棄物での処理単価に差が見られない処理業者は、その処理内容を必ず確認してください。混合廃棄物のまま直接処分場に埋立てられたり、処分方法が明確でない場合があります。
- (5) 搬出量が少量の場合、業者によっては単品での搬出がコスト的に不利となることがあります。一収集業者のみではなく複数業者と相談し、可能な限り分別回収に向けた工夫が必要です。
- (6) 「アスベスト含有物」「ガラスくず」あるいは「石膏ボード」等が混入している場合、あるいは汚れや付着物が多い場合は混合廃棄物を受入れない施設があります。処理委託業者選定の際には、十分に確認、調整してください。

建設混合廃棄物の目標指標は、民間工事も含む全国センサスでの拡大推計値を対象としたものであり、以下のとおりです。

(全国：推進計画2008)

- ・平成24年度目標：平成17年度比 排出量 -30%
- ・平成27年度目標：平成17年度比 排出量 -40%

(九州：推進計画2010)

- ・平成24年度目標：平成20年度比 排出量 -20%
- ・平成27年度目標：平成20年度比 排出量 -35%

「再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について」平成22年9月9日
(厚生労働省、国土交通省、環境省)

・再生砕石への石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、その石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。

- ① 解体工事を営む者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底すること。
- ② 建設工事の元請業者等事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守すること。また、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないように、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を遵守するとともに、下請負人に対してもその遵守を徹底させること。
- ③ 産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないように、廃棄物処理法に基づく処理基準を遵守すること。

(参考)

「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（平成19年3月）

3-6 建設発生土

留意点

<同一工事内に建設発生土発生かつ土砂利用がある場合>

- (1) 切盛バランスを考慮し、建設発生土が発生しないように検討してください。
- (2) 掘削土の土質を考慮して、現場内利用が可能か検討してください。
- (3) 掘削土の土質が適合しない場合は、土質改良を検討してください。
- (4) 土工期が適合しない場合は、現場の近くも含め仮置き場の利用に努めてください。

<建設発生土を搬出する工事>

- (1) 建設発生土が発生しない設計、工法などが可能か検討してください。
- (2) 「リサイクル原則化ルール」に則り、「公共工事土量調査」や「建設発生土情報交換システム」の活用及び「建設発生土の窓ロ一覧」の名簿を利用した個別の情報収集により、50km圏内にある工事間調整の候補の他工事を抽出してください。
- (3) 該当する他工事と工期、費用負担等を調整し、工事間利用を行なってください。
- (4) 他工事と受入時期や土質等の調整がどうしても困難な場合には、ストックヤードや現場での土質改良、土質プラントを活用してください。その場合、既に再利用工事先が決定していることを前提とするように広く情報収集と調整に努めてください。

<土砂を利用する工事>

- (1) 土砂を利用しないような設計が可能か検討してください。
- (2) 新材利用ゼロを基本として、「公共工事土量調査」や「建設発生土情報交換システム」の活用及び「建設発生土の窓ロ一覧」の名簿を利用した個別の情報収集により、50km圏内にある工事間調整の候補の他工事を抽出してください。
- (3) 該当する他工事と工期、費用負担等を調整し、工事間利用を行ってください。
- (4) 他工事と受入時期や土質等の調整がどうしても困難な場合には、ストックヤードや現場での土質改良、土質プラントを活用してください。その場合、既に再利用工事先が決定していることを前提とするように広く情報収集と調整に努めてください。

まずは、山砂等の新材を利用抑制するように努めましょう。

以下の点に留意することが必要です。

① 建設発生土情報交換システムを利用しましょう。

特に市町村においてシステムの利用度はまだ高くなく、また、得られた情報を工事間利用調整にあまり利用していないところもあります。これらは、システムに登録し、広域的な情報や近隣の情報を得ることができ、コスト削減に寄与します。

なお、登録した情報の把握、確認を行うことができます。

② 種々の工事間利用調整方法があり、それらを有効活用しましょう。

工事間利用調整方法には種々の方法があります。例えば、地域での協議会等の組織設立、近隣の関係機関との協議調整の実施、機関内での調整の実施などです。また、残土利用計画を実施し、請負側に探してもらおうケースもあります。このように、地域や業種などにより、様々な調整方法があり、そのシステムを有効活用することは重要です。

③ 工事間利用調整で工夫しましょう。

時期、工程が合わないため、改良や土質試験のための費用が増加するなどの課題が判明しました。これに対して、ストックヤードを設置し、工期の調整を行っているケースや、改良土や埋め戻し材など建設発生土の品質に適した利用を行なっているなどの工夫も見られました。

④ 発注機関の調整順番を工夫しましょう。

例えば、最初から国交省直轄工事と市町村工事間で工事間利用を行なった場合は、全体の工事間利用量が増える場合があります。

また、輸送×土量も小さくなり短い距離で調整でき、効率的で環境にも配慮した工事となります。他の発注機関間との情報交換を積極的に行ない、効果的な相手先工事を見つける必要があります。

⑤ 土質改良も有効です。

土質の合致する相手先工事がない場合は、これまで内陸処分場等へ処分していた第3種あるいは第4種建設発生土を第2種改良土に改良することにより、工事間利用の相手先工事が大幅に広がります。土質改良に係る費用を勘案しつつ、民間土質改良プラントの活用を含めた土質調整は有効と思われます。

⑥ 工事間利用を行なう場合には、土質検査が必要となります。

当該費用を搬出工事、搬入工事のどちらが負担するかを調整してください。土質検査は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）ならびに、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に定める土壌溶出量基準によります。

4. 建設副産物実態調査の調査票入力上の留意点

留意点

- (1) 建設副産物実態調査の結果に基づき、制度の見直しや新たな対策の検討が行なわれるため適正な実態把握を実施する必要があります。
- (2) 「COBRIS」「CREDAS」の入力方法で迷った時には、「(財)日本建設情報総合センター建設副産物情報センター」に問い合わせましょう。

「建設リサイクルデータ統合システム（通称「CREDAS」）」には、建設副産物実態調査の利用量・搬出先調査票の様式が含まれており、この調査票に入力されたデータをから実態調査の集計が行なわれます。より正しい集計結果を得るためには、適正なデータ入力を行なう必要があります。最新版CREDASは、次のホームページで公表されていますので、必要に応じてダウンロードしてください。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

建設工事から発生した品目を直接、最終処分場に搬出することは、建設リサイクル推進の観点からは、可能な限り少なくすることが望ましく、分別排出の促進や再資源化を目的とした中間処理施設への搬出を行なう必要があります。

このため、平成23年度建設副産物実態調査（平成22年度公共工事）において、アスファルト・コンクリート塊や建設発生木材、建設混合廃棄物等を直接、最終処分場に搬出した工事に対して、その理由の詳細を確認したところ、多くの工事において実際は「中間処理施設」に搬出しており、搬出先を「最終処分場」としたのは入力の間違いでした。

CREDASの入力画面にて選択する「搬出先種類」は、建設工事現場を出て最初に搬出される施設です。なお、搬出先種類を「最終処分場」と選択すると、その搬出量は最終処分量として計上されます。

しかし、実際は再資源化施設等へ搬出されており、実際の最終処分量は再資源化施設での再資源化や縮減といった減量が行なわれたあとの最終処分量となり、再資源化施設へ搬入された量よりも少なくなります。その結果、この入力ミスデータを反映した集計データと実際の最終処分量には乖離が生じます。

実態調査の集計結果は、各品目のリサイクル目標達成度の評価や、建設リサイクル促進に向けた方策検討の根拠となる重要な指標ですので、可能な限り適正な入力が求められます。

このため、入力に際してわからない点がある場合は、必ず問い合わせ先に確認して入力する必要があります。

問い合わせ先：

財団法人 日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター

電話：(03)3505-0410 FAX：(03)3505-0520 E-mail:recycle@jacic.or.jp

問い合わせ受付時間：AM9：30～PM5：30(土・日・祝祭日を除く)

○下表に、CREDAS、COBRIS（建設副産物情報交換システム）の「搬出先種類コード」の定義を記載しますので、データ入力や確認する際の参考にしてください。

区分	搬出先種類コード	定義
○再資源化と見なす行為 (再生資源利用促進)	1. 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）
	2. 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、必要とする工事への搬出
	3. 広域認定制度による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行なう者が適正な処理を行なった場合（例：新築工事で発生した石膏ボードの端材などを製造会社が引き取る場合）
	4. 中間処理施設 (再資源化施設： 合材プラント)	アスファルト・コンクリート塊を破碎処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラントへの搬出
	5. 中間処理施設 (再資源化施設： 合材プラント以外)	建設廃棄物の破碎、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出（例：コンクリート塊の破碎施設、建設発生木材の破碎施設、建設汚泥の脱水・焼成等施設、建設混合廃棄物の選別施設など）
	6. 中間処理施設 (サーマルリサイクル)	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリサイクル）する中間処理施設への搬出（例：バイオマス発電施設、セメント工場）

○平成23年度に実施した建設副産物実態調査（簡易版）において、とくに間違いやすい項目を下表に整理しましたので、データ入力の際は再度ご確認をお願いします。

No.	確認項目	確認内容	チェック欄
1	対象年度	※対象外工事の選択・入力 工事の竣工工期が対象年度内となっているか？	
2	発注機関と工事場所	公共発注機関の管轄外で工事を行っていないか？ 例：A市発注工事を近隣のB市で施工している	
3	現場内利用の住所	建設資材（例：土砂など）を現場内利用した際、「工事施工場所住所」と「供給元住所」が同じか？	
4	入力値の桁間違い（数量の間違い）	※数量の入力ミス 工事金額、延床面積、利用量、発生・搬出量、運搬距離などの数値に間違い（特に桁間違い）がないか？ ⇒契約書やマニフェストなどで確認してください。 ⇒発生量の場合：40kg=0.04t≠0.1t ⇒発生量の場合：400kg=0.4t ⇒請負金額：12555000円≠12560000円	
5	運搬距離	建設副産物を現場外へ搬出しているが、「運搬距離」が「0km」となっていないか？ ⇒「運搬距離0.5未満」の場合は、「1km」としてください。	
6	現場内利用	建設発生土、コンクリート塊を現場内利用した場合、建設資材利用と建設副産物発生の両方に記載しているか？ 例1：コンクリート塊を現場内で破砕し、砕石として利用した場合 ⇒建設資材「砕石」、建設副産物「コンクリート塊」の両方に「現場内利用」の記載が必要 例2：建設発生土を現場内利用した場合 ⇒建設資材「土砂」、建設副産物「建設発生土」の両方に「現場内利用」の記載が必要	
7	搬出先種類	※搬出先種類の選択ミス ・定義を理解・確認して記載したか？ ・工事現場より直接最終処分場に搬出している場合は、特に注意してください。 ⇒「現場内利用」と「現場外搬出」を確認して下さい。 ⇒「10.その他処分」に入力される傾向がある。 ⇒搬出先（〇〇処分場・〇〇開発・〇〇リサイクル）が再資源化処理施設にもかかわらず、再資源化施設外「10.その他処分」などを選択している。	

